

# 下水排除基準(下水道法)

下水道法施行令(昭和34年4月22日政令第147号) 最終改正:平成29年9月1日政令第232号

	項 目	基 準 値
1	カドミウム及びその化合物	0.03mg/L以下
2	シアン化合物	1mg/L以下
3	有機燐化合物	1mg/L以下
4	鉛及びその化合物	0.1mg/L以下
5	六価クロム化合物	0.5mg/L以下
6	砒素及びその化合物	0.1mg/L以下
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L以下
8	アルキル水銀化合物	検出されないこと
9	ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L以下
10	トリクロロエチレン	0.1mg/L以下
11	テトラクロロエチレン	0.1mg/L以下
12	ジクロロメタン	0.2mg/L以下
13	四塩化炭素	0.02mg/L以下
14	1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L以下
15	1,1-ジクロロエチレン	1mg/L以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L以下
17	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L以下
18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L以下
19	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L以下
20	チウラム	0.06mg/L以下
21	シマジン	0.03mg/L以下
22	チオベンカルブ	0.2mg/L以下
23	ベンゼン	0.1mg/L以下
24	セレン及びその化合物	0.1mg/L以下
25	ほう素及びその化合物	230mg/L以下 (海域)
		10mg/L以下 (海域以外)
26	ふっ素及びその化合物	15mg/L以下 (海域)
		8mg/L以下 (海域以外)
27	1,4-ジオキサン	0.5mg/L以下
28	フェノール類	5mg/L以下
29	銅及びその化合物	3mg/L以下
30	亜鉛及びその化合物	2mg/L以下
31	鉄及びその化合物(溶解性)	10mg/L以下
32	マンガン及びその化合物(溶解性)	10mg/L以下
33	クロム及びその化合物	2mg/L以下
34	ダイオキシン類	10pg-TEQ/L以下
35	アンモニア性窒素、 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380mg/L未満 (特定事業場)
		125mg/L未満 (製造業又はガス供給業)
36	水素イオン濃度 (pH)	5を超え9未満 (特定事業場)
		5.7を超え8.7未満 (製造業又はガス供給業)
37	生物化学的酸素要求量 (BOD)	600mg/L未満 (特定事業場)
		300mg/L未満 (製造業又はガス供給業)
38	浮遊物質 (SS)	600mg/L未満 (特定事業場)
		300mg/L未満 (製造業又はガス供給業)
39	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	-
	イ. 鉱油類含有量	5mg/L以下
	ロ. 動植物油脂類含有量	30mg/L以下
40	窒素含有量 (T-N)	240mg/L未満 (特定事業場)
		150mg/L未満 (製造業又はガス供給業)
41	燐含有量 (T-P)	32mg/L未満 (特定事業場)
		20mg/L未満 (製造業又はガス供給業)
42	温度	45℃未満
43	よう素消費量	220mg/L未満

備考:製造業又はガス供給業の用に供する施設から公共下水道又は流域下水道に排除される35~38、40、41に関する水質の基準については、それらの施設から排除される汚水の合計量がその処理施設で処理される汚水の量の四分の一以上であると認められるとき、その処理施設に達するまでに他の汚水により十分に希釈されることができないと認められるとき、その他やむを得ない理由があるときは、条例により、基準を厳しいものとする事ができる。この場合においては、その水質は、上記の35~38、40、41に掲げる項目に関し、当該各号に定めるものより厳しいものであってはならない。